

# 入札契約制度の改善について

平成 26 年 11 月 12 日  
香 川 県 土 木 部  
土木監理課・技術企画課

香川県では、これまで、実勢価格をより反映した予定価格の設定や、設計労務単価と資材価格の変動に対応するスライド条項の適切な運用、主任技術者の兼務要件の緩和等入札不調の対策に努めてきたところではありますが、この度、入札不調や技術者不足対策の観点から、新たな入札不調等対策について下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

## 記

### 【指名競争入札における 1 者入札の取扱いについて】

- ・ 当面の間、予定価格 7 0 0 万円（建築一式工事は 1, 5 0 0 万円）未満の指名競争入札による建設工事において、入札者が 1 者の場合に当該入札を有効とします。
- ・ 詳細については、**別紙 1**を参照してください。

### 【現場代理人の兼務要件の緩和について】

- ・ 現場代理人については、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場ごとに、専任でかつ常駐することが原則とされていますが、現在、道路、河川等の年間維持管理に関する工事（簡易な修繕、除草等）等を受注した者は、同一事務所発注で、2 件までであれば、他の工事との兼務を認めてきたところです。
- ・ この度、現場代理人の兼務について、同一事務所発注（本庁においては同一所属発注）で工事現場の相互の距離が 1 0 k m 程度以内の 5, 0 0 0 万円未満の工事等において、一定の要件を満たすものは 2 件まで認めることとします。
- ・ 詳細については、**別紙 2**を参照してください。

### 【監理技術者等の専任の緩和について】

- ・ 請負代金が 2, 5 0 0 万円以上の工場製作を含む工事については、これまで監理技術者等を当初契約締結時に専任で配置するよう求めていたところですが、当初契約締結時の専任義務を緩和し、監理技術者等の専任を要しない期間として取り扱うこととします。  
(注：配置自体が免除されるわけではありません)
- ・ 詳細については、**別紙 3**を参照してください。

## 指名競争入札における1者入札の取扱いについて

香川県においては、指名競争入札による建設工事について、入札者が1者の場合に当該入札は成立しないこととしていますが、当面の間、次のとおり、予定価格700万円（建築一式工事は1,500万円）未満の指名競争入札による建設工事に限り、入札者が1者の場合に当該入札を有効とすることとしましたので、お知らせします。

### 1 対象金額

予定価格700万円（建築一式工事は1,500万円）未満の指名競争入札

### 2 対象期間

平成26年11月17日以後に指名競争入札執行通知を行うもの

### 3 留意事項

- (1) 予定価格700万円（建築一式工事は1,500万円）以上の指名競争入札については、従前の取扱いと同様に不調とします。
- (2) 建設工事に係るコンサルタント業務委託は適用対象外です。

## 建設工事の現場代理人の兼務要件の緩和について

香川県では、次のとおり現場代理人の兼務要件を緩和することとしましたので、お知らせします。

### 1 兼務を認める基準

次の（１）若しくは（２）の場合において、要件をすべて満たす場合は、２件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

- （１） 兼務するいずれかの工事が道路維持修繕、舗装修繕、交通安全施設、河川維持修繕、雪氷対策等のいわゆる「点々工事」（以下「点々工事」という。）又は道路維持修繕工事（道路巡視補修工）の場合
  - ① いずれも請負代金 5,000 万円未満の工事であること。
  - ② いずれも同一事務所発注の工事であること。
  
- （２） 兼務する工事に点々工事又は道路維持修繕工事（道路巡視補修工）を含まない場合
  - ① いずれも請負代金 5,000 万円未満の工事であること。  
ただし、「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合は、兼務を認めない。
  - ② いずれも同一事務所発注（本庁においては同一所属発注）の工事であること。
  - ③ 工事現場の相互の間隔が 10 k m 程度以内（自動車通行可能経路）であること。

### 2 留意事項

- （１） 兼務するいずれかの工事が請負代金 2,500 万円以上で、主任（監理）技術者が専任とされている場合において、現場代理人と専任を要する主任（監理）技術者を兼ねる場合は、その現場代理人が他の工事を兼務することを認めません。
- （２） 工事の適正な施工に支障があると判断した場合は、兼務を認めないことがあります。
- （３） 変更契約等により請負金額が 5,000 万円以上となった場合は、兼務要件を満たさなくなるため、現場代理人を変更していただく必要があります。

### 3 現場代理人の兼務についての届出方法

- （１） 現場代理人を兼務させようとする受注者は、速やかに、別に定める「現場代理人兼務届」（以下「兼務届」という。）を発注者に 2 部提出してください。
- （２） 発注者が双方の工事において兼務を認めた場合は、兼務届に確認印を押印して、1 部をお返しします。（1 部は発注者が保管）

#### 4 兼務が認められた場合の条件

- (1) 必ず兼務するいずれかの工事に駐在すること。
- (2) 兼務するいずれかの工事が、点々工事又は道路維持修繕工事（道路巡視補修工）の場合は、原則として、点々工事又は道路維持修繕工事（道路巡視補修工）以外の工事に駐在すること。
- (3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること。
- (4) 兼務するすべての工事現場の運営状況を把握し、発注者又は監督員が求めた場合は、速やかに他方の工事現場に向かうことができること。
- (5) 工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図ること。
- (6) 兼務する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の条件を満たしていないと発注者が判断し、新たに常駐の現場代理人を配置することを指示した場合は、これに従うこと。

#### 5 適用時期

平成26年11月17日

#### 6 備考

現在施工中の工事において現場代理人を兼務させる場合は、発注者に兼務を認める工事であることを確認してください。

**【参考】 ◎現場代理人の兼務要件の緩和後の主任技術者との兼務（代表的なパターン）**

◇ いずれの工事も 2,500 万円未満の場合

	工事 1	工事 2
主任技術者	A	A
現場代理人	A	A

※ 1 人で対応可能

◇ いずれかの工事が 2,500 万円以上 5,000 万円未満の場合

★主任技術者が専任とされている場合

	工事 1	工事 2
主任技術者	A	B
現場代理人	C	C

★主任技術者の兼務が認められている場合

	工事 1	工事 2
主任技術者	A	A
現場代理人	B	B

## 工場製作を含む工事における監理技術者等の専任の緩和の取扱いについて

建設業法の規定により、工事1件の請負代金が2,500万円以上の場合は、監理技術者等は工事現場ごとに専任の者でならないこととされています。ただし、工場製作期間を含む場合の監理技術者等については、国の監理技術者制度運用マニュアルにおいて、工場製作のみが行われている期間について、工事打合簿等の書面により明確にしたうえで、工事現場への専任を要しないこととされています。

これまで、香川県においても、当該マニュアルに沿って上記緩和を認めつつも、当初契約締結時に監理技術者等を専任で配置することを求めていましたが、更なる建設工事の適正な施工確保のため、以下のとおり取り扱うこととします。

### 1 当初契約締結時の専任義務の緩和について

工場製作を含む工事の入札公告文において、該当部分を削除するとともに、特記仕様書で専任を要しないことを明記することにより、専任義務を緩和することとします。

#### (1) 改定内容

<入札後審査型一般競争入札公告個別事項>

##### 7. 配置予定技術者

下記の要件をすべて満たす技術者（入札期間の最終日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。

~~監理（主任）技術者については、契約締結時に専任で配置することができなければならない。ただし、契約締結後、工場製作のみが行われている期間については、工事打合簿の書面により明確にしたうえで、専任を要しないとすることができることとする。（削除）~~

<特記仕様書>

5. 請負金額が2,500万円以上の場合には、主任技術者又は監理技術者が当該工事に配置されなければならないが、

①請負工事契約締結後、現場施工に着手するまでの期間※（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工事製作のみが行われている期間※

④工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

については、主任技術者又は監理技術者の当該工事への専任を要しないこととし、専任を要しない期間について、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて書面で定

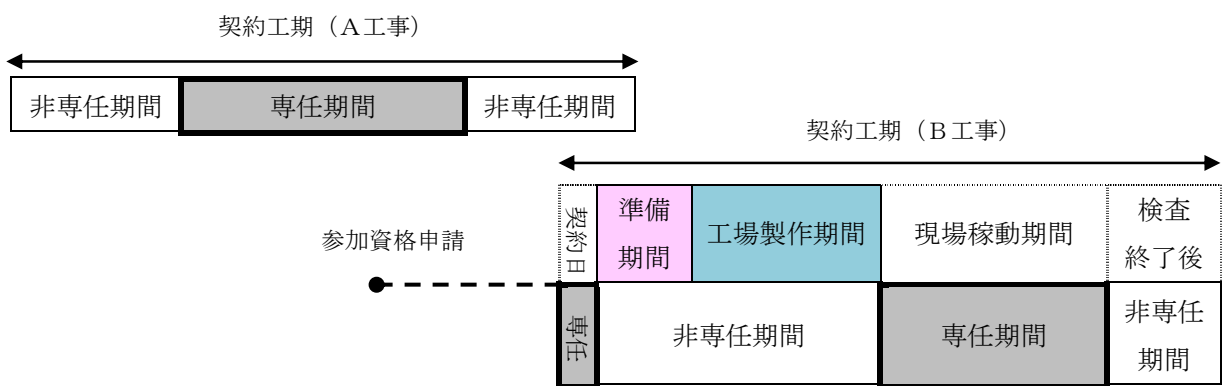
めるものとする。

なお、請負金額が 2,500 万円未満で専任配置の必要がない場合においても、コンクリート打設等の重要な作業時には必ず立会い技術上の管理及び指導等にあらなければならない。

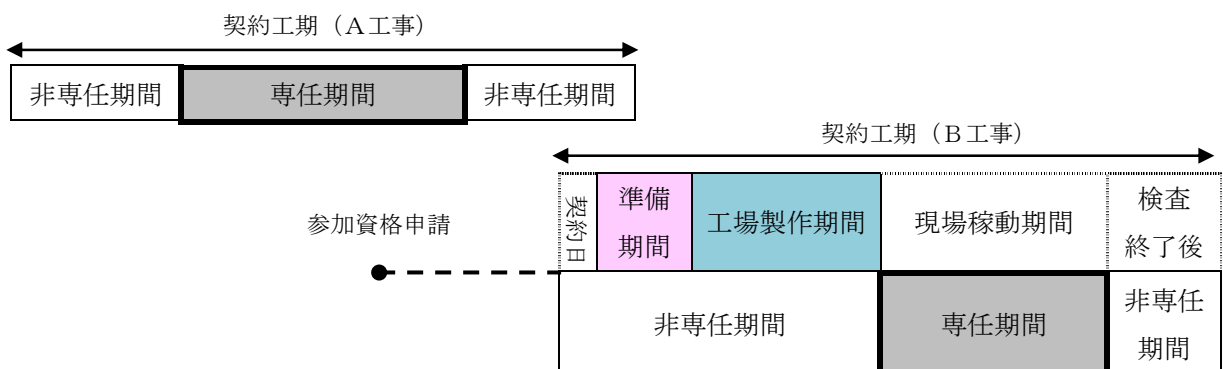
※ 土木工事共通仕様書 1-1-38 4.交通安全法令の遵守 道路工事現場における標示施設等の設置及び 1-1-43 工事測量は現場施工に含む。また、土木工事共通仕様書に定めのない鋼橋上部工、PC 上部工等の工場製作準備のための検測は、現場施工に含まない。

## (2) 効果

<改正前> A、B 工事で同一技術者は配置不可



<改正後> A、B 工事で同一技術者を配置可



## 2 施行日等

平成 26 年 1 月 17 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用します。